

令和7年度 第1回境港市障がい児者プラン策定・評価委員会 会議録

■ 日 時 令和7年11月28日（金）午前10時～午前11時30分

■ 場 所 境港市役所 第1会議室

■ 次第

1 開会

2 議事

(1)「境港市障がい児者プラン」の進捗状況について

(2)その他

3 閉会

■出席者（敬称略）

（委員長）田崎昌宏

（副委員長）足立博文

（委員）清水美和子、進亜紀、竹内美智子、秋田松夫、山本尚夫、石川肇、
足立勝美、柏木香寿子、加藤弘晃、宮本剛志、徳尾勝

（事務局）

片岡みゆき（福祉保健部長）、足立統（健康づくり推進課長）、

北野瑞拡（教育総務課長）、池淵質実（福祉課長）、岡仲一徳（福祉課福祉係長）、

大東幸生（福祉課主事）、小田原早紀（福祉課主事）

（欠席者（委員））岩佐美穂、上田晴美

（欠席者（事務局））池淵賢自（子育て支援課長）

（傍聴者）

なし

■会議要旨

1 開会

<事務局>

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度境港市障がい児者プラン策定・評価委員会を開会いたします。

本日でございますが、お2人の委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、初めに福祉保健部長がご挨拶を申し上げます。

<事務局・福祉保健部長>

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また皆様方におかれましては日頃より本市の福祉政策に大変ご理解とご協力を賜っております。感謝申し上げます。

本日この会はですね、障がい者プランの方の実績・進捗の方を、担当の方から、説明をしたいと思っております。

限られた時間ではございますが皆様方それぞれの立場からですね、忌憚のないご意見をいただきまして、充実した会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

<事務局>

本日は、ご出席の方が現時点で 13 名の方ということで、この会議の方は成立しております。

本日の予定ですが概ね 1 時間半程度の会議と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

部長の方は公務のため 11 時前に退席させていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは委員長よろしくお願ひいたします。

2 議事

<委員長>

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日はこの、評価プランが、評価委員会っていうことなので、現在までの進捗の状況などを確認しながら、皆様と、また次年度に向けてとかの方向性など、いろいろと意見をいただきながら、よりよいプランにできるように進めて参りたいなと思います。

早いものでもう 11 月も、今日は 28 日ということで、残りもあと 1 ヶ月で 1 年なりました。年の瀬も迫ってくるような、お忙しい時期ですけども、体調などにご留意いただきまして、また、引き続きご支援いただけたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。

初めに「(1) 境港市障がい児者プランの進捗状況について」資料の 1 から 5 までを事務局の方から説明の方お願ひいたします。

<事務局>

(1) 境港市障がい児者プランの進捗状況について (資料 1 ~ 5 を説明)

<委員長>

ありがとうございました。

今事務局の方から進捗の状況のご説明があったかと思います。

ここからは、これまでの説明のところで何か皆様の方からご意見とかご質問、ご確認したいことなどがありましたら、遠慮なく言っていただければと思いますが。

なかなか皆さん、追いつけてない部分も多々あるのではないかと思いますので、本当に率直なご意見などいただけるといいのかなとは思いますが、なかなかこういう場で、いきなり発言もしにくいですよね。

<副委員長>

就労選択支援事業が10月から始まっています。

確認ですけども、例えばこの境港市で、基準を満たしている事業所っていうのは実際あるのかどうかといところですね。

それが多分今後、計画として上がってきても実質そこが緩和されないのか何かしない限りは結局設置もできないっていう状況になりますので、そこら辺何か情報がありましたら、教えていただきたいです。

<事務局>

事務局の方からまず1つ就労選択支援の事業所の市内の状況でございますけれども、残念ながら境港市内に就労選択支援の事業所はゼロでございます。

委員もおっしゃっていただいた通りですね、米子の方が2か所ございますので、境港市で就労選択支援を利用されるということになりますと、今後は米子の事業者さんの方をご利用いただくというような形になってこようかなと思います。

要件の緩和というところにつきましてはですね、多くの課題もございますので、そこについてまた県の方からちょっと情報をいただいたりとかしながら、そこについてはまた、共有させていただきたいなというふうに思うところでございます。

<委員長>

このついでといってはなんんですけども、その就労選択支援っていうもの自体が、なかなか皆さんご理解いただけない方もいらっしゃるのではないかと思うので、改めてどういうサービスなのかっていうご説明も加えていただけますでしょうか。

<事務局>

今年の10月から、就労を支える支援として新しく就労選択支援というサービスが、始まったところです。

サービス提供の内容としては、福祉サービスに繋がる前段のところでのスクリーニングという面もありますが、その方の就労アセスメントといって、仕事に対する評価と、生活状況とかも含めてですね、その方にどんな仕事や福祉サービスなどっているのか、情報提供を

するようなサービスになっています。

サービス提供の中で支援をする関係者が必ず集まって、事業所だけではなく、必要に応じて例えばハローワークとか、障がい者の就労支援の専門機関としてしゅーととかにもご参加いただいた上で、ご本人にどういった就労に関するご提案できるのか、今後どういうふうに、本人が選んでいけるかというところをサポートするような内容となっております。

現在、このサービスの対象者としては、就労継続支援B型を利用希望で、就労経験がない方が対象にはなりますが、例えば特別支援学校の学生さんのように就労経験がない方に対して、能力の評価をした上で、どういう強みがあるか、そういったところを踏まえて、情報提供させていただくようなものになります。

現状は就労継続支援B型で、就労経験がない方が、主な対象者ではありますが、令和9年の4月以降に関しましては、就労継続支援A型といってこちらは企業と雇用契約を結んだ上での福祉サービスになるのですが、こちらを利用する方については皆さん全員が、この就労選択支援というサービスを受けた上で、福祉サービスを利用していくような形になります。他にも現在対象となっているのは就労選択支援利用希望の方ということで、例えば今自分の仕事の環境において、転職を考えておられるだとか、ステップアップしてB型からA型、A型から一般就労など、そういったことを考える際のきっかけとしても利用できるというふうに思っております。

<委員>

そのレベルからすると一般就労があって、あと就労支援のAがあってBがあって、どの辺に位置付けられるのでしょうか。

<事務局>

就労能力を評価していく、それに対して、どういったサービスがあるのか、ご本人の能力、得意なこと不得意なことなどを明らかにした上で、こういったサービスがありますよとか、こういった方法がありますよ、こういった就職先も考えられますよというような情報提供のサービスです。

<事務局>

どちらかといいますと、今までのだとわりとAに行くために、それが合っているかどうかというところを、既存のサービスの中で、アセスメントして考えていくというような側面がありましたけど、今回の就労選択支援は、その人の可能性にフォーカスして、どういった形だったら、その人の一般就労の道が開けそうかとか、やっぱりAで考えていけど、この人にとっては、やっぱり安心して落ち着いて過ごせる時間とか、その制約とかを含めるとやっぱりBの方が合っているのではないか、あるいは逆にBと考えているんだけど、この人のできることはあることがあるじゃないかっていうことで、Aの方の可能性もあるのではないか

とか、そういった、その人の可能性を広げていくっていうのが、この就労選択支援の大きいコンセプトになってくるということです。

<事務局>

この就労のアセスメントという例えは評価の上で本人に情報提供していくというところが一番大きなところになってくるかなということです。

<委員>

そのAとかBとかの中にも仕事の内容的に、個人さんの的に合うとか合わないとかがありますよね。そういう、レベルまで支援してもらえるということでしょうか。

<事務局>

そうですね。

例えば、この方のすごく集中力があり、細かな作業とかはとても得意だけれども、なかなか、朝起きることができないとか、その人にとって、なかなか課題っていろいろあろうと思いますが、その方の特性にまた向いている、この圏域でも、B型でもいろんな作業を提供されておられる事業所がありますし、他にもたくさんの事業者さんございます。

そういったところで提供されているサービス、環境的なところとかでも、ここだったらうまくやっていけるのではないかと。そういった内容をご提供させていただくということになります。

<委員>

障がい者の人の対象というのと、プラスその地域ではひきこもりみたいな人いますよね。

何にも仕事しないで家にずっと引きこもっている。

そういう人は、障がい者としての手帳とかなんか持つておられないから対象外ということになるわけですか。

<事務局>

必ずしも手帳を持っていること自体が福祉サービスを対象者としていて限定されているわけではないです。

ただサービス利用する上では何かしらの障がいがあることを確認する必要がありますので、例えば、精神障がいの方とかだと、手帳以外にも自立支援の受給者証だったとか、あとは医師の診断書だとかそういうのがあれば利用することができます。

<委員>

要は手帳を持っていなくても、該当するであろうという方は相談できるし、対象になるとい

うことですね。

<事務局>

気になられる方とか、サービスの提供につなげたいような方がおられるとか、いうことがありましたら、それは我々福祉課の方にも相談をしていただきますようお願いします。こういった形だったら、このサービスが使っていただく形に流れになるということもあわせてですね、協議させていただきたいというふうに思います。

<委員長>

すいませんありがとうございました。

なぜこれをちょっと今この場で確認させていただいたかっていう理由だけ説明をさせていただけたらと思いますが、今現在はこのプラン8年度末までの数値になっています。

9年度からは新たな計画がスタートしますが、今現在国の方で、この9年度に向けての基本指針の策定等を、議論を進めているっていう現状があります。

その中で、1つ福祉施設からの一般就労への移行っていうことが、次回、9年度からの、この障がい者計画の中に、ポイントとして上がってくるっていうことが、今議論されています。その中の1つとしてこの就労選択支援っていうものを、設置がしてあるかどうかっていうもので進捗状況を見ていくとか、そういったポイントが今議論されている最中でございますので、今は、ごめんなさい8年度までのプランの7年度9月末までの、見直しですけども、次年度、8年度からは、さらに翌年度の9年度の、からの新たなプランの作成に向けての、また策定委員会等を行っていかないといけないっていうことがありますので、そのために今日参加している皆様にも今現在の動き等をご理解いただくためにちょっとご説明をいたいたというところでございました。

私の方から補足させていただいたところです。

その他は、皆様の方から何かご質問がありますでしょうか。

<委員>

今B型に通っている人が一般就労したいといったときに事業所の人と相談員が一緒に決めていくが、これからは今までにプラスもうちょっとおられるのですか。

<委員長>

そうですねサービス使う前に、就労選択支援というものが入って、その方も、今まで簡単には言うとご本人様の希望を中心に、この福祉サービスに関してはそのように決めさせていただきましたが、就労に関してはもう1個今までその就労のアセスメントっていうのは実際ありました。

というのも、先ほどの説明がありました、特別支援学校から卒業されて、そのまますぐにこ

の福祉サービスを使いたいなっていうご希望があるような方は、休み期間中に実習とかに行かれます。そういうところを活用して、実際にその、どのぐらいの就労の能力があるのかとかいうことをアセスメントしたりをして、その上で卒業後に利用していただいているという経過があったのですが、これを簡単にいろんな、希望がある方に、そういう就労のサービスを使いたいっていう方に、すべてに広げていきましょうねっていう形になります。使いたい方はまずこの就労選択支援を使って、本当に私はB型を使いたいですってあなたは本当にB型でいいのかなっていうのを、アセスメントを通して使っていこうということです。

中には、簡単に言うと力があるのに、初めからもっとレベルの高いA型とかを目指さずに、B型から始めようとされていらっしゃる方とかもいらっしゃるかもしれません。

ご本人さんの能力に合わせて、正しいサービス、就労のサービスが選択できるように、一緒になってくのを、いろいろなアセスメントを通して、ご本人さんにその情報を提供して、決めていただく1つの助けになるようにということがこのサービスになっています。

もう1個言わせてもらうと、これはサービスを新規で利用される方だけが対象ではなくて、今現在、B型とかのサービスを利用しておられる方も利用することができて、私の方も働く力でどれくらいのかなということを、しっかりそのB型のサービスを利用しておられる中でも利用してもらって、新たなアセスメント、自分の就労のアセスメントを客観的に理解していただくっていうこともできるような形になっています。

国としてはそういうものを積極的に活用して、実際働く力があるような方々がその福祉施設の中だけで終わらないように、しっかりと地域の中で働いていただくっていうところに結びつけたいっていうのが、ねらいとしてあるような形ですので、これが上手く活用されるような形になると、非常にご本人たちのその働くってことに関する、要望が叶いややすくなる可能性があると。

叶いますとはちょっと言いづらいのですが、それが先ほど申し上げた通りまだ2ヶ所しかありません。この選択支援を提供する事業所、その2ヶ所で境港はないし、西部圏域の中でも2ヶ所、鳥取県でも2ヶ所でしたっけ。

<事務局>

鳥取市に1ヶ所、県内でも中部はなかったと思います。

<委員長>

それぐらいしかない事業所を、全部、その3つなら3つ西部圏域なら2つで貰えるのか。その辺りも選択支援を使えるような事業所をふやしていくってことも、今後の課題になるかなとは思いますけども、できるだけその、思いとか、能力のある、障がいのある方がしっかりと一般就労へつなぐ、そういうことをしっかりと推進していきたいということをもとに行われているサービス。ということでご理解いただけたらと思います。

<委員>

(障がいのある方で) 一般企業に行ったが、2年でやめた方がいる。

一般就労に入った時点でよくなる場合と落ち込む場合がある。

<委員長>

実際これはサービスや就職等に関して、選択もできる、アセスメントしてもらうってこともあります、就職してからのサポートができるような制度であったりとか、サービスであったりとか、労働系のそういう法律などでの制度ジョブコーチであったりとか、そういういった就労する方を定着するために支えるいろんな制度とか支援というものもありますので、そういういたのも合わせながらというところで、定着、ただ、障がい者の方の一般就労に関するところで言うと、定着率っていうことが、やっぱり課題になってくるっていうのは、よく言われていて、なかなかこう、長い期間、会社さんに定着がしづらい傾向がやっぱり全国的にも見られている。そこが課題というところで、いろいろその定着に関しても、制度設計や、そういうたサポート体制っていうものも、充実はしてはきてはいますが、それでもなかなかすごく顕著に就職率、定着率が伸びているっていう状況にはない。というところには今現在なっております。

ただ、いろいろ就職した後の支えっていうものを、充実はしてきているということが、現状かなとは思っております。

<委員>

一般就労先を選択された会社を決めるのは、どうやって決められたのですか。

<委員>

本人が決めたのでよく分かりませんが、エポックさんに相談し、ここがいいと判断され、決めたそうです。

<委員>

どこの職場も人間関係とか、そういうのが、結構厳しいとことがありますんで、なかなか増えるというのも、会社だけ選べばいいかというとの中はどういう仕事につくかなんかもありますから。

<委員長>

やはりこちら側の我々みたいな福祉の事業者側だけの努力ではなくて、会社さんの受け入れというかご理解というか、これも、細かいこと言わざしてもらうと、現場レベルでの理解が進んでいかないと、なかなかいわゆる障がい者の方に対する、偏見であったりとか、無知

からくる差別的なことであったりというものは、なかなかなくなっているっていうような現状ではない。

それがあるので、私たちもこういった境港の中でこういうプランなども活用しながら、大きく言うと、そういう誰もが暮らしやすいその地域共生社会をつくっていくために、じゃあ、このプランの中でどんなことができるのかなっていうことを、また皆様と一緒に考えていければと思いますし、地域の方にもこの委員会のメンバーになっていただいているというのは、そういった意味もすごくある部分かなと思いますので、いろいろ、そういうご意見いただけたらいいかなと思いますありがとうございます。

<副委員長>

結局利用者さんの能力値だけではなくてコミュニケーション力や生活力、いろんなものが加味される。逆に言えば、その就労選択支援事業所の職員っていうのは、それ相応のやっぱスキルを、求められると思います。

なので、簡単に設置できない部分は基準を達しているから、できますよっていうわけにもなかなかならない課題は多分今後も出てくると思います。

ここら辺を加味したうえで次年度策定するときにというところはあると思います。

<委員長>

他の方何かよろしいですか。

<事務局>

先ほどの就労の関係で補足をさせてください。これ、委員長言われたように障がい児者のことまず理解をしていただく、いろんな障がい特性や、いろんなことを理解していただくということの啓発を行政の方としてはしております。

障がいの方の雇用の理解ということでは商工会議所さんと連携していわゆる就労事業所さんのご紹介や、どのような内容ができますというようなことのパンフレットを作ったりとか、それを商工会議所の会員の事や企業にお渡しをしたり、或いは行政と商工会議所との連絡会を随時やっておりましてそういう場でも、テーマの1つとして、挙げてお話をさせていただいております。そういうことをしっかりと力をいれていくと意識していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

<委員長>

引き続きそういう取り組みを継続していただくところはお願いできればと思います。

他にはよろしいですか。

ちょっと1点私の方からよろしいでしょうか。

ちょっと具体的にご説明がいただける内容かどうかというのは定かではないですが、かな

りちょっと気になる点が1件ございましたので、確認させてください。

資料2についてなんですけども。

1番、居宅介護についてなんですが、7年6月末の、利用時間が、395時間で、対象の方が58名というふうに、今実績として上がっていると思いますが、見込み、7年度の見込みは655時間56名、8年度は667時間57名ということで、かなりこう、ここを開きっていうものは顕著に現れていて、ただ、対象の方、利用したいっていう方は58名ということで、人数は増えてはいますが、それに対する利用している時間っていうのが、見込みとかも、6年度の実績からしてもかなり少なくなってしまっているっていう、この現状の何か分析等は、ありますでしょうか。

どういう現状があるのかっていうことをまたご説明をいただけだと、分かっている範囲でいいのですが、どうでしょうか。

<事務局>

失礼します。居宅介護も身体介護と家事援助があると思いますが、利用者数は変わっていない。おそらく、こちらの方で支給決定額は変わってないだろうと。

ただ利用の実態がということは、おそらく使いたくても使えないような状況があるのでないかということで。

やっぱりそれはヘルパーさんの不足というのがここにあるのではないかなというのは分析しています。

これはもちろん我々の方だけではなく、高齢者の介護の方のヘルパーさんも不足している。境港市では高齢者の方は事業所も閉鎖になっているところもあるので時間数にも影響しているのではないかと思います。

<委員長>

年度途中なので、半分として考えて倍になる可能性もあるってことでしょうかね。

<事務局>

そうですね。

<委員長>

そこについてはちょっと先ほど課長も言われたみたいに、非常に分野を問わず、そのヘルパーさんの人材の確保っていうのは、かなり、高齢者の分野も含めて難しくなってきているっていうのが、顕著に表れているということがあります。

先日も実は私の方が、私は米子の事業所の法人にいますが、米子市の法人社会福祉法人の集まりみたいなものがあってこれは分野問わずに、高齢の方とか児童さんとか、社会福祉法人の集まりが、あってそこにちょっと参加させてもらって、いろいろな他の法人さんの、介護

系の高齢者系の方とか、児童の方の方とかともお話しさせていただくのですが、特に高齢の分野においても、かなりヘルパーの不足、人材確保っていうものが非常にもう難しくなってきているっていうのが、言われています。

実際に、これは、国の方もかなり問題視をしていて、実は9年度からの新しいプランの、1つの人材の確保とか定着とか、そういうものが目標に上げていかないといけないっていうことがあります、これは私が思うに、やはりこれ1つの我々のような1事業所とか、そういうところだけで解決できるような問題ではなくて、やっぱりこういう人材を確保していくために、根本的に何ができるのか、どんなことをしないといけないのか、短期中期長期というような、そういう計画立てたものが必要なではないかなというふうには考えています。

これはヘルパーさんを今1つの例にしてあげましたが、その中で考えられる取り組みとしては、やはりその教育との連携であったりとか、やっぱ我々のような仕事、障がい福祉サービスであったりとか、そういうものをより身近に感じていただけるような取り組みを、小さい子供さんとか、教育などとも連携をしたような、まず知っていただくような機会を設けていく。

もちろんその福祉のイベント先ほど、あったような、そういうイベントにいろんな方に来ていただくなっていることとかも行ったりとかしてはいるとは思いますが、よりその縦の枠を超えた連携っていうものを、より強化していかないと、なかなか人口は減っていく中で、その中で福祉の人材を確保していくっていうのは、より困難なことになってくるのかなと思いますし、今国の方で言われているDXであったりとか、ICTを活用したっていうものに、なかなかこの我々の分野で直接的な支援をロボットがやってくれる時代がいつ来るのでしょうかと考えたときに、なかなか短期的なことで考えると、そこは難しい。でも、人材は確保していかないといけない。

処遇なども改善して、できるだけ辞めないようにと、各企業さんとか、努力は必要だとは思うのですが、これはやはり本当の意味で連携をした抜本的な取り組みを、何かこう打ち出していかないと、本当にいざって時に、皆さんが、必要なサービスに行き届かないっていう現状でこれは、ヘルパーさんのことをあえて言わせてもらうと重度訪問介護の時間も増えていくってことなんかもあります。これが少なくなることによって中には命の危機になってしまい、そのような方も現れてしまうのではないかという危惧をすごく持っています。

そのため本当に境港市の中だけできることというのも実は限りがあるのかもしれません、できればそういう境港市独自の、いろんな取り組みがしやすい地域でもあるのではないかというふうに私自身は思っていますので、そういうことをこういう場でも、皆様からのご意見などもいただきながら、いいアイデアも生かしていただきながら、ちょっとでもいいので、前に進めるような、地域を変えていけるようなそういう取り組みが行えるといいのではないかと思ってちょっと聞かさしていただきました。以上です。

今の話を受けて何かござりますか事務局。

<事務局>

境港総合技術高校に福祉科がありますが、高齢者の介護の教育といいますか、そこで福祉職員のこういうものですというのを教育されておられるみたいです。
福祉も高齢者の方の動きに合わせてこちらの方でもなにか考えられないかと委員長のお話をうけて思いました。

<委員長>

実際この唯一福祉科が、境港総合技術高等学校にはありますよね。
実態としてなんですけども、ご周知いただけたらと思いますが、養成する機関、専門学校も、下降しています。どんどん減っています。
近いところでいうと、米子市にYMC Aという、福祉の専門学校がありますが、リハビリで
あったりとか、介護の方も学科もあったりしましたが、介護の学科はなくなりました。
なので、近いところで養成をするようなところというのは今、境港総合技術高等学校さんが
唯一ではないかと。
鳥取市や、松江の方など、そういったところには養成校もちろんまだありますが、どの課も、
かなり人材が減っているということが、言われています。
そういう学校に人材が減ってくると、学校もやはりなかなか経営ができないので、不採算な
部門については閉めざるをえないとか、人員削減していくっていうようなそういう方向性
も、今後どんどん顕著になっていくのかなど。
そのようなことを避けるためにも、やはり長期的なところで言うと、そういう教育などとの
連携を強化して、我々のような仕事をしっかりと理解して興味を持っていただくっていう
ことも、それで本当に、福祉科なら福祉科の方とかの利用が高まるような動きになればいい
と思いますけども、なかなかこれも本当にすぐすぐに効果があるものではないですが、でも
やはり長期的なところで言うとそういった、教育などもその連携をした、意識改革というか、
今本当にさっきの児童さんのサービスの充実っていうことなんかもお話があったかと思
いますが、それを逆に言うと、やはり早い段階から、障がいのある方とない方が振り分けられ
てしまいやすい、交わる機会が減ってしまうっていうそういうこともすごく危惧してい
る部分ではあります。
そうするとだんだんとなかなか、今までだと、当たり前のように同じ教室で学習をしてきた
子供さんたちが分かれてしまうことで、そういった経験がないまま、大人になっていかれる
ような子供さんが増えてくるのではないかなど。
そのことによって、より何か、「障がいのある方は特別な人だ」のような認識が、より広ま
ってしまうのではないかということで共生社会というものからはどんどんかけ離れていく
1つの要因になってしまうのではないかなんていう大きな、考え、懸念もしているところな
ので、ぜひなんかそれは、そういった動きももちろんあっても仕方ない部分かなとは思いま

すし、いろいろ共働き世代の働き世代の多さや、鳥取県特有のいろんな事情も加味するところも多々あるかとは思いますが、それとは別に、本当に福祉的な教育に入れていくような取り組みを、ぜひぜひ何かこれは、教育委員会などとの連携であったりとか、担当課との連携であったりとか、充実させていくってことは、定めの中でやっぱできる部分は、着手をしていただけるといいかなっていうふうに私は思っています。

ぜひやっていただけるってことで、期待をしておきたいと思いますし、もちろんそれについてのご協力等々は、我々や、福祉サービス事業所連絡会の中でもお手伝いできることもあるかと思いますので、ぜひそういった取り組みにつなげていけるように進めていければと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

<事務局>

もちろん、今までの従来の動きでは、福祉課だけで多分解決できることというのとそれなりの限界があろうかと思いますので、他の課、庁内合わせて様々なところとの連携も図りながら、そういうた施策について、また検討を進めていきたいというふうに思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

<委員長>

その他は、よろしいですか。

<委員>

細かい数字のことで、資料2の居宅介護の見込み数についてよろしいでしょうか。
令和7年度の655時間というのがありますが、9月末で395時間いう見込みとしてこのようないい数字が出ているのですが、以前からするとこの程度かなあという感じもしますが、急に9月末よりも、時間が増えておりますがこれはどういうようなサービスをしておられるのかなと思います。その下の重度訪問介護、これもこれは7年度が、の予定が820時間、9月末で913時間ということで、かなりのオーバーですが、これは先ほど話が出ていたように、1人のところが2人になったというようなことだと思いますけど、こういった数字が出てるので、もう一度考えてみたらどうだろうかと思います。次の23の児童発達支援についてですが、これも7年度、225人日分ということですが、9月で161人ということで、かなり増える見通しが、これでいいのかどうかということです。それまでの過去の例からいくとかなり増えてきているのではないかということで、私も見守り等で子供さんと関わっていますが、こういった数値でいいのかということです。

それからその下の放課後デイサービス、これも今度はかなり減らした実績が1,950人日分。9月末で2,273人日分というようなことになっておりますが、こういった数値の出し方は、どういうような考え方で、このような数字が出たのかなというのをお聞きしたいです。

<事務局>

この見込み数というのは計画策定時ということで、もともと計画を立てたときにそれぞれの年度の見込み人数についてだしましたが、実績がどんどん積み上がってくると、実績の数値は大きくなりますが、見込みの部分は見込みのままの数字が出てくるということです。

<委員>

見込みということですね。発達支援の児童さんはやはり増えてきているという感じはしていますが、やはりそれに付随してきているのかなという感じです。ありがとうございました。

<委員>

もう1点いいですか。

最後の部分ですけど、今後のプランについてですが、それに沿って、市の皆さん方も頑張つておられるなど、読ませてもらいました。プランの目標に向かってもうひと踏ん張りしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

<事務局>

ありがとうございました。

目標達成に向けて頑張っていきたいと思います。

よろしくお願ひします。

<委員長>

先ほどの委員からのお話にあったことで確認ですが、

当初立てた見込み数が、この9月の時点でもかなり解離してしまってきている現状がある中で、数値目標の見直しみたいなものというのは、行わなくてもよろしいのでしょうか。

先ほどお話ししたヘルパーさんのことは、もう見込みでも超えそうだっていうことと、半期でももうすでに超えている、むしろ8年度のゴールよりもさらに超えているっていうのは、これは、見直しはしなくてもいいものなのか。

または、見直しをしなくてもいい、数字は数字としてとらえるっていうことであればよいのですが、その現状をどのように評価して、次回の計画につなげていくのかっていう、そこの分析というものは、やっぱりこの場で必要性があるのではないかと個人的には思っていますが、どうでしょうか。

<事務局>

実際、次のプランを立てるにあたっては現状の積みあがつていった実績を踏まえた形で次の目標が立てられるのではないかと思っております。

<事務局>

来年も、最終年度としての評価がございますので、そこにも合わせてですけれども、現状、まさにこの当初考えていた、目標に対して、これは実績もそうですけれども国からの指針とかもあり、そういう形で皆さんのお力をお借りして1つの目標は定めたけれども、ここまでとのところの経緯から、そこに差異が生まれているっていうことについては、やはり分析が必要であろうということは確かにその通りだと思います。

なので、数値を変えるというよりはですね、具体的に、特に差異の大きいところについての要因を、今後来年度の評価も含めてそこまでの過程でも、もちろんこの場ももちろんそうですが、検証を進めていくって、それを、来年度はまた策定の年でもございますけれども、新しいそのプランの策定に生かしていくような、形につなげていくと、いうふうにしていきたいというふうに私ども考えているところではございます。

<委員長>

やはり、そこが大事な部分かなと思っていて、数字が増えたか減ったか、到達したかどうかっていう単純にそこだけで見るのではなくて、そこの中身っていうものをしっかりと分析していくかないと、境港の現状がここに少し浮き彫りになってきているということがあるのではないかと思いますし、本当にそれが境港市の課題として取り組まなきやいけない内容になっているのかどうかという、そこの見極めは非常に大事なのかなと思いますし、その中でも、やっぱり優先度っていうものとかも、加味していかないといけない。

実際取り組む際には、いっぺんにどれもこれもということは動かしにくいくらいっていうのがあると思うので、優先度を図るためにもやっぱり内容を精査するっていうことは非常に重要なことはないかなというふうに考えますのでなかなか今日の中では難しい部分かもしれませんけども、次回以降、そういう観点からのご報告などもいただければ、我々も、調査もしやすい。次年度以降もつなげやすいっていうことにもなるのではないかと思いますので、大変かもしれませんのがよろしくお願いします。

<事務局>

委員の方から、今回挙げていただいた、まず、その見込みの数字と、現状が大きく開いているではないかっていうところから、これ、まさにその部分が、今境港にある課題の根っここの部分がそういうところに埋まっているというふうに思っております。

こういったところがまさに分析の対象であって、そこを進めていくことで、来年度の策定がよりよいものになるように、という種を見つけていただいたというふうに考えておりますので、そこについての分析は引き続き進めて参りたいというふうにも思いますし、皆様からも意見をちょうだいできればという思うところでございます。

<委員>

今の話の中で今日の資料でも、最初の方だと、目標値、に対しての実績進捗というところがありますし今の表のところが、見込み値ですよね。

どれぐらい利用の見込みがあって、サービスが提供できるのかというところで、そこは分けてみたほうがいいのかなとは私は思っています。

当然最初の目標の方はそれに向かって3年後に向かって頑張りましょうということで、達成できましたとか、逆に増えています、達成できませんでしたということは、おそらく評価項目と分析ポイントになってくるだろうと思いますし、その見込みに関してなんですけども、今実際増えている方、9月の段階で、見込み値を超てしまっているというところで、残りの半年間ですね半年間本当にサービスが持つのかどうかとか、事業所の方で耐えられるのか人材の確保は大丈夫なのかというふうな懸念はあります。その計画の、この見込み量というのはおそらくその国の指針だとか、算出の式があるとは思いますが、このまでいいのかと、今回この計画が3年かということなので、中間年というところで、見直しの必要があるのかないのかというお話をありがとうございましたが、3年というスパンの中で一応見込みというものを実績というものをとらえると。するとここの中間のところで見直し、例えば何%超えたら、中間年で1度この数字に関して見直さなくてはいけないのかみたいなところの議論は、必要性みたいなところがあるのかっていうのは、疑問に感じたところです。

もちろんそれが次回、策定のところにつなげていきますということであればそれは3年間の中間ということで来年度、策定のところで議論すればいいかなと思いますし、逆にこの今年の残り半年とあと来年度ですね、見込みが、今の状況で、来年さらに超えてしまう方、事業者をパンクしまうような、ことになると、これ本末転倒だなと思います。

その辺りの整理をしていただけたらと思います。

<事務局>

ありがとうございます。今宮本委員から頂戴しましたご意見含めてですね、数字をこのタイミングで変えるかどうか正直、このさっきのちょっと展開というのがまた変わる可能性もありますんで、今ここで目標値を変えるということよりは、どちらかというと、ここからの状況経緯を踏まえて、その推移から次のプランに向けての分析にそこを生かしていくという形の方が、将来的な繋がりとして繋がっていくかなとは思います。

ただ、今おっしゃっていただいた通り、それが余りにも今後解離するような、例えば、次の計画において、当初立てた目標から、評価の過程で、初年度から例えばこの基準値何%以上の解離が発生しているということであれば、それは当初の見込みの部分の立て方というところにそもそも、新たに考えるべきこととか、また新規の要因が生まれたのではないかという分析がまた必要になってくると思いますので、そういうことを反映させる仕組みというものについては、また新たに検討していきたいなという思うところでございます。

<委員>

ありがとうございます。

<委員長>

その他、皆さんの方、よろしいでしょうか。

<委員>

資料5の2ページ目、地域生活支援拠点コーディネーターについてです。

まず、拠点コーディネーターは支援事業所の中から選んでいただけるかなということと、自治連合会の会議なり、民生委員、地区社協の集まりなので、皆さんに周知をする。ということが書いてあるのですが、地域で、なかなか障がいのある方、手助けが必要な方っていう情報はくれない。

そのあたりの支援をするのに、地域に何かを期待されておるのかどうなのか、そのところをお願いします。

<事務局>

事務局の方からお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいた通りまず委託の協議をしているというのは現在、境港市は、支援センターさかいみなとさんとエポック翼さんの方と、相談支援事業委託契約というものを結ばせていただいております。

ここまでこの2事業者さんと基幹相談支援センターを含めてですね、基本的に見つけさせていただいてというところは、まずそういった流れのところではございます。

あと、地域にどれだけのことを期待されているのかというところでございます。もちろん地域の皆さんにおんぶにだっこというつもりはございません。

ただ、やはりそうは言っても民生委員さんたちの中でも例えば普段、自分の行かれている範囲の中でも、この世帯については、例えばひきこもりの方がおられてというような情報とか、気になっておられる家庭みたいなところとかがあったりするんじゃないかなと思います。

そういう情報についてもちろん、私ども市の方も、保健師や、できる限りその情報は共有しようとしているところではありますけれども、ただ最終のところでなかなかですね、そこがわかりきってないようなところとかもある。或いは直接情報なかなかご家庭の方を出しにくいというような状況もあるかと思います。それが一足飛びに解決するというふうには思ってはいませんが、ただ、こういう存在の人がいる、この人に言ったら、もしかしたら新しい何か展望が開けるかもしれません。

そういうところの1つの入口になる、そういう皆さんのそれぞれの、支援、関わってくれてくださっている方の中の間を繋いでくれる、その中心的な存在として拠点コーディネーターっていう人たちと私たちで、一緒にスクラムを組んで、地域で安心して生活できる基盤を作

っていきたい。という試みのところでございますので、もちろん、実際に動き始めてみて、なかなかちょっと情報の集まりというか、そこは難しいっていう課題も見えてこようかなと思います。そういったところはまた、その時に合わせてですね、どうしていったらそれが前に進むのかということも含めて検討していきたいなというふうに思っておりました。まずは第一歩、地域に、私達の方から、出向かしていただいて、まずは動かしてもらうというところから進めるところが第一歩なのかなというふうに考えているところでございます。

<委員>

今の地域の話ですが、境港市全体ではなく、地区ごとなどもう少し小さい単位でそういう話ができるといいのではないかと思います。

障がい者が実際に生活している場所で、そういったことに関心を持つ人が増えてくると安心感が増える。例えば家族会でも渡地区と民生委員で年に1回2時間くらいを10年以上、交流を持っています。この小さい単位の中で交流をしたいと思っておりますので、今の民選委員の方とか、委員会の方とか、集まるときに家族会もできたら入れていただきたいです。いろんな方が、お互いに実りのあるものになると感じますのでよろしくお願ひいたします。

<委員>

組織化されている方との話はやろうと思えばできると思うのですが、地域で助けてくださいって言って声を上げるということが、なかなか障がい持っている方、できない部分があるんじゃないかなと思いますね。そういうのを、もっとフランクに、声を上げられる地域にしていく必要があると思います。

だけどそれをやるのは、かなり力が要ります。

<委員>

例えば、境地区でおむすび食べよう会というものがありまして、芋を植えましょう、できたら一緒に芋ほりをしましょうということをやっています。こういうことをやることによって、おっしゃったように、相談をするというのはなかなかできませんので、日本人はね。自分のことは自分でやらなくてはいけないとか、といった意識があります。

ですがそういうことをしているうちに、相談しあうことができるようになります。

ですから、最初の1歩として自分たちは地域に入りたいと思っています。

自分も息子が精神障がい者というのも勇気がいりまして、「集まってください、自分の息子はこうですよ」境地区や渡地区ではといろいろ言っていますけど、中野地区ではまだやっていない。やりたいと思うが勇気がいります。

その壁を破るために、そういったことの仲間に入れていただきますと、ちょっとずつなじんでくると思いますのでぜひ、お願いしたいです。

<委員長>

地域をうまくこう皆さんと繋げていくようなそういうきっかけづくりの一助になるような、そういった取り組みが、すごく、時間がかかることかもしれませんけども、もっと踏み出していきたいという考え方のもとに動いているところでございますのでまた皆様のご協力もいただけますと助かりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

<委員>

今日の話の中でいろいろと、例えば高齢者と障がい者の共通の課題ということや、他課との連携を図りながらということでの地域との相談しやすい体制ということがありました。その障がい分野だけではないと思いますが、重層的相談支援体制整備事業のあたりですね。境港市で今後、いわゆるワンストップの相談窓口などの、地域の方とかいろんな、本人にしても、どこに相談に行ったらいいのだろうってわからないと、そういうものが、やっぱり整理されるといいかなと思いますが、そのあたりについて何か今後の取り組みの予定とか今の状況とかがありましたら、教えられたらと思います。

<事務局>

現在境港市では、重層的支援体制はとってはいないという形にはなっています。一応理由としてはコンパクトな街であるので市の中で情報共有が図れるということが理由となっておりますが、今状況がいろいろと変わってきておりますので、動き出そうかなと検討はしているところではございます。

<事務局>

ちょっと補足で、必要性というのは認識を十分しております、実際コンパクトなまちということでいろんな課やいろんな関係者が連携しやすい、現在そういうような、相談の部分についてはいろんな、こういった体制をとっておるっていうところの中では、さしていただきたいということで、支援体制というのは、必要な体制であるというのは認識しておりますので、今後などのような形で、それがというのは、もう少し話をしながらということでございます。

<委員長>

よろしいでしょうか。

ぜひ他の市の、実例も見ながら、その反省も踏まえて、境港市らしい体制づくりを期待しております。

その他よろしいでしょうか。

時間が超過しました。

そうしますと、とりあえず一通りこれで、次第の、(1)「境港市障がい児者プラン」の進捗

状況についてついては終わりにしたいと思いますが、（2）その他について何か、皆様、事務局含めてございますか。

皆さんのが何か本当に今回、貴重なご意見を多々いただけたと思いますので、そういうことをプランとして半分の今の進捗の状況かと思いますので、ただ先ほど冒頭にも申し上げた通り、次年度8年度からは、新たな9年度に向けてのプランの作成も同時に行つていかないといけないっていう現状があります。

そのあたりについて事務局さんの方からも、ご説明なくともよろしいでしょうか。

<事務局>

また改めて、ちょっとご案内はさせていただこうと思いますけども、ご協力を、また仰ぐことかと思います。またその際は、よろしくお願ひいたします。

<委員長>

ではまた、引き続き、皆様と一緒にになって境港市のことを考えていければと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは本日の委員会はこれをもって閉会といたします。本日はどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。